

吸収分割に係る事前開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

富士通株式会社（以下「当社」という）は、2026年1月29日付で富士通 Japan 株式会社（以下「FJJ」という）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、FJJが民需分野の準大手・中堅中小企業向けおよび地域農林水産機関向けソリューションビジネスならびに関連事業に関して有する権利義務を当社へ承継する吸収分割（以下「本件分割」という）を行うことといたしました。

本件分割を行うに際して、会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

本件分割における吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

FJJが当社の完全子会社であることから、当社は、本件分割に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付を行いません。

3. 吸収分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 完全子会社との吸収合併契約締結の件

FJJは、2025年4月3日に、FJJの完全子会社である富士通 Japan ソリューションズ東京株式会社および富士通 Japan ソリューションズ九州株式会社との間で、それぞれ、2025年7月1日を効力発生日として、FJJを吸収合併存続会社、富士通 Japan ソリューションズ東京株式会社または富士通 Japan ソリューションズ九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

② 富士通フロンテック株式会社との吸収分割契約締結の件

FJJは、2025年5月7日に、富士通フロンテック株式会社（以下「FTEC」という）との間で、2025年7月1日を効力発生日として、FTECの「医療ソリューション関連機器」の設計・販売・工事・保守事業および「医療ソリューション関連ソフトウェア・システム・サービス」の開発・販売・導入・保守事業に関して有する権利義務をFJJが承継する吸収分割契約を締結いたしました。

③ 株式会社富士通四国インフォテックとの吸収合併契約締結の件

FJJ は、2025 年 10 月 22 日に、株式会社富士通四国インフォテックとの間で、2026 年 4 月 1 日を効力発生日として、FJJ を吸収合併存続会社、株式会社富士通四国インフォテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

④ 完全親会社との吸収分割契約締結の件（本件分割）

FJJ は、2026 年 1 月 29 日に、当社との間で、本件分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 連結子会社株式の譲渡に関する契約締結の件

当社は、2023 年 12 月 12 日に、JICC-04 株式会社（以下「JICC-04」という）との間で、JICC-04 による、当社の連結子会社である新光電気工業株式会社（以下「新光電気工業」という）の普通株式（以下「新光電気工業株式」という）に対する公開買付けの実施および当社が所有する新光電気工業株式の譲渡に関する契約を締結しました。当該公開買付けは 2025 年 3 月 18 日をもって終了し、当該公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限以上となりましたので、当該公開買付けは成立しました。当該公開買付け成立後、2025 年 6 月 11 日に新光電気工業の自己株式取得により、当社が保有する新光電気工業株式の譲渡が完了しました。一連の取引の結果、新光電気工業は当社の連結範囲から外れております。

また、当社は、新光電気工業株式の売却益 141,572 百万円を、第 126 期中間連結会計期間の要約中間連結損益計算書上、非継続事業からの中間利益に計上しております。

(2) 自己株式取得（決定）の件

当社は、2025 年 4 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得を決定いたしました。

- ・ 取得対象株式の種類： 当社普通株式
- ・ 取得し得る株式の総数： 120,000,000 株（上限）
（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合 6.75%）
- ・ 株式の取得価額の総額： 1,700 億円（上限）
- ・ 取得期間： 2025 年 5 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
- ・ 取得方法： 東京証券取引所における市場買付
（証券会社による投資一任方式、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付を含む）

(3) 新設分割計画作成の件

当社は、2025 年 4 月 24 日に、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社のフォトニクスシステムおよびモバイルシステム等のネットワークプロダクトの研究・開発・設計・製造・販売・企画・保守・運用事業を、会社分割により新設する 1FINITY 株式会社に承継させる新設分割計画を作成いたしました。

(4) 関連会社株式の譲渡に関する契約締結の件

当社は、2025年1月6日に、株式会社パロマ・リームホールディングス（以下「パロマ・リームHD」という）との間で、パロマ・リームHDによる、当社の関連会社である株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という）の普通株式（以下「富士通ゼネラル株式」という）に対する公開買付けの実施および当社が所有する富士通ゼネラル株式の譲渡に関する契約を締結しました。当該公開買付けは2025年5月28日をもって終了し、当該公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限以上となりましたので、当該公開買付けは成立しました。当該公開買付け成立後、2025年8月22日に富士通ゼネラルの自己株式取得により、当社が保有する富士通ゼネラル株式の譲渡が完了しました。一連の取引の結果、富士通ゼネラルは当社の持分法適用範囲から外れております。

また、当社は、富士通ゼネラル株式の売却益40,017百万円を、第126期中間連結会計期間の要約中間連結損益計算書上、持分法による投資利益に計上しております。

(5) 株式報酬としての自己株式処分の件

当社は、2025年7月30日開催の取締役会決議において、株式報酬として自己株式を処分することを決議しました。

① 国内募集による自己株式処分の概要

ア. 処分期日	2025年8月25日
イ. 処分する株式の種類および数	当社普通株式 636,611株
ウ. 処分価額	1株につき3,220円
エ. 処分価額の総額	2,049,887,420円
オ. 割当予定先	当社役員および従業員(※1) 114名 443,328株 当社国内子会社の役員および従業員(※1) 72名 193,283株 計186名 636,611株 ※1 退任または退職者を含む。また、「役員」には取締役を含む。

② 海外募集による自己株式処分の概要

ア. 処分期日	2025年8月25日
イ. 処分する株式の種類および数	当社普通株式 111,959株
ウ. 処分価額	1株につき3,220円
エ. 処分価額の総額	360,507,980円
オ. 割当予定先	当社海外子会社に所属する者 4名 当社に所属する者および当社国内子会社に所属する者(※2) 11名 計15名 111,959株 ※2 当社海外子会社への出向者を含む。

(6) 株式会社ブレインパッド株式に対する株式公開買付けの件

当社は、2025年10月30日開催の取締役会において、株式会社ブレインパッド（以下「ブレインパッド」という）の普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、2025年10月31日から2025年12月15日までの期間において当該公開買付けを実施しました。

当該公開買付けにおいては、当該公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」という）の総数が買付予定数の下限（13,883,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（18,044,811株）が買付予定数の下限以上となりましたので、1株あたり2,706円の価格で応募株券等の全部の買付け等を行いました。当該公開買付けの成立により、当社はブレインパッドの発行済株式の80.92%を保有する株主となっております。

なお、当社は、ブレインパッドを当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として当該公開買付けを実施したため、ブレインパッドの普通株式の併合を行うこと等を付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、ブレインパッドに要請する等のスクイズアウト手続を実施する予定です。

(7) 完全子会社との吸収分割契約締結の件

当社は、2025年12月23日に、FTECとの間で、2026年4月1日を効力発生日として、当社がFTECの流通製品・流通関連サービス事業、静脈認証関連事業およびRFID関連事業を承継する吸収分割契約を締結いたしました。

(8) 完全子会社との吸収合併契約締結の件

当社は、2025年12月23日に、富士通ホーム&オフィスサービス株式会社（以下「FHO」という）との間で、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、FHOを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

(9) 完全子会社との吸収分割契約締結の件（本件分割）

当社は、2026年1月29日に、FJJとの間で、本件分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

5. 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の当社の事業活動において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件分割の効力が生ずる日以降における当社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

吸収分割契約書

富士通 Japan 株式会社
富士通株式会社

吸収分割契約

富士通 Japan 株式会社（本店住所：神奈川県川崎市幸区大宮町1-5）（以下「甲」という）と富士通株式会社（本店住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号）（以下「乙」という）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲は、吸収分割の方法により、民需分野の準大手・中堅中小企業向けおよび地域農林水産機関向けソリューションビジネスならびに関連事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件吸収分割」という）。

第2条（分割対価の交付）

乙は、本件吸収分割に際して、甲に対して、株式、金銭その他の財産による分割対価の交付は行わない。

第3条（吸収分割承継会社の資本金および準備金の額）

乙は、本件吸収分割により資本金および準備金の額を増加させないものとする。

第4条（吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2026年4月1日とする。ただし、本件吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（財産の管理）

甲は、本契約締結後、本件吸収分割の効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および本契約に基づき乙に承継される財産の管理・運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第6条（権利義務の承継）

乙は、本件吸収分割の効力発生日において、本件事業における別紙1記載の資産、負債、契約上の地位その他権利義務を甲から承継するものとする。乙の承継する資産および負債は、

2025年9月30日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、本件吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。なお、債務の承継は免責的債務引受の方法による。

第7条（事情変更の場合）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、故意、過失または不可抗力により本件事業またはこれらに属する財産に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、分割条件を変更しまたは本件吸収分割を取りやめ、本契約を解除することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件吸収分割に関し、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（協議事項等）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義が生じた場合、その他本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年1月29日

（甲）神奈川県川崎市幸区大宮町1-5
富士通 Japan 株式会社
代表取締役社長 長堀 泉

（乙）神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

別紙1 承継する資産、負債、権利義務の明細

1. 資産

本件事業にかかるたな卸資産、什器備品、ソフトウェア、その他の資産（ただし、売掛債権、甲が本件事業と他の事業で共用する什器備品、ソフトウェア、その他の資産および別途甲乙間で合意したものを除く）

なお、本件事業にかかる知的財産権については(1)に定めるとおりとし、政策保有株式については(2)に定めるとおりとする。

(1) 知的財産権

本件事業にかかる知的財産権のうち、専ら本件事業にかかる商標（出願中のものを含む）、著作権、ノウハウ（ただし、別途甲乙間で合意したものを除く）は、乙に承継する。

(2) 政策保有株式

別途甲乙間で合意した株式は乙に承継する。

2. 負債

本件事業にかかる未払債務、その他の負債（本件吸収分割の効力発生日前の原因に基づき同効力発生日後に発生する債務（偶発債務、潜在債務、簿外債務等の認識されていない債務を含む。）を含む。ただし、本件吸収分割の効力発生日前において既に発生している債務および別途甲乙間で合意したものを除く）

3. 契約上の地位その他権利義務

本件事業に専ら関係する一切の契約上の地位およびこれらの地位に基づいて発生した一切の権利義務（ただし、本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約に関する契約上の地位およびこれに付随する権利義務、ならびに別途甲乙間で合意したものを除く）

なお、前各項において除外されるものを除く。

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

第 91 期

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月 31 日

事 業 報 告

2025 年 6 月 9 日

神奈川県川崎市幸区大宮町 1 番地 5
富士通 J a p a n 株式会社
代表取締役社長 長堀 泉

事業報告

〔 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 〕

1. 事業の概況

(1) 当事業年度の事業の状況

本年度は、富士通グループのハードウェア事業の基盤強化の方針に則り当社のハードウェアビジネスをエフサステクノロジーズ株式会社に移管したことを主要因に売上高は前年度を下回りました。また、営業利益は、価格施策や開発原価の低減により採算性が改善し、前年度を上回りました。

損益につきましては、営業利益は、56,656百万円(同6.5%増)、経常利益は、58,064百万円(6.4%増)、当期純利益は、37,104百万円(同2.4%減)となりました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 88 期 (2021 年度)	第 89 期 (2022 年度)	第 90 期 (2023 年度)	第 91 期 (当期) (2024 年度)
売 上 高	576,501 百万円	552,758 百万円	574,566 百万円	505,028 百万円
経 常 利 益	22,533 百万円	41,325 百万円	54,555 百万円	58,064 百万円
当 期 純 利 益	4,827 百万円	28,509 百万円	38,005 百万円	37,104 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	184.24 円	1,088.01 円	1,450.39 円	1,416.03 円
総 資 産	252,780 百万円	260,058 百万円	270,396 百万円	273,068 百万円
純 資 産	67,187 百万円	85,670 百万円	95,402 百万円	97,474 百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)
富士通株式会社	324,625	100.0

当社は、同社との間で、主として同社製品等の仕入れおよびサービスの提供等を行っており、取引については、市価を基準として公正に行うことを方針としております。

当社取締役会は、当該取引が当該方針に沿って行われたものであることを確認し、当社の利益を害するものではないものと判断しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	事業内容
富士通 J a p a n ソリューションズ東京株式会社	100	100.0	システムエンジニアリング受託ビジネス (公共/官庁、金融・保険、EDI、ヘルスケア領域)
富士通 J a p a n ソリューションズ九州株式会社	100	100.0	システムエンジニアリング受託ビジネス (金融・社会保険、キャッシュレス、サイエンス、ヘルスケア領域)

(4) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比
9237名	840名減

2. 会社の現況 (2025年3月31日現在)

(1) 会社役員に関する事項

取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	窪田 雅己	
取締役シニアアドバイザー	広瀬 敏男	
代表取締役社長	長 堀 泉	
取締役 (非常勤)	江口 義明	富士通株式会社 執行役員 EVP Japan リージョン副リージョン長 (パブリック担当)
取締役 (非常勤)	古濱 淑子	富士通株式会社 執行役員 EVP Japan リージョン副リージョン長 (エンタープライズ、ビジネス変革担当)
常勤監査役	鈴木 伸二	

(注)

- 2024年7月1日付で江口義明氏および古濱淑子氏が取締役 (非常勤) に就任しました。
- 2024年8月31日付で取締役 浦田幸輔氏が辞任しました。
- 2024年12月31日付で監査役 青山兼三氏が辞任しました。
- 2025年3月31日付で取締役会長 窪田雅己氏および取締役シニアアドバイザー 広瀬敏男氏が辞任しました。

5. 2025年4月1日付で坂本眞司氏が取締役副社長に、大久保尚氏が取締役に、森本泰史氏が取締役（非常勤）にそれぞれ就任しました。

(2) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

**3. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他
業務の適正を確保するための体制**

(1) 「内部統制体制の整備に関する基本方針」の全文

1) 目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「Fujitsu Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①業務執行の決定と執行体制

- (i) 当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員（以下、代表取締役および執行役員を総称して「経営者」という。）を置き、執行役員は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。ただし、定款にしたがって、株主が当社の事業の状況を踏まえて、執行役員を置かないことについて株主総会で決議または同意した場合には、この限りではない。
- (ii) 当社は、最高財務責任者（CFO）または最高財務責任者と同等の権限を有する者（以下、総称して「最高財務責任者等」という。）を置き、当社グループの財務・会計を統括させる。
- (iii) 当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員その他代表取締役社長が指定する者で構成する経営会議を設置する。
- (iv) 代表取締役社長は、経営者または経営者から権限移譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程（経営会議規程、各種決裁・稟議制度等）を整備する。
- (v) 代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取り締役に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。

②業務効率化の推進体制

- (i) 当社は、当社グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減および費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①全般的な損失リスク管理体制

- (i) 当社は、当社グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現

することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、当社グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。

- (ii) リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
- (iii) リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記①の体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

②個別の損失リスク管理体制

当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。ただし、富士通グループにおいて別途リスク管理体制が整備された場合は、当該体制の下、当社の責任において対処する。

(i) 製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

- ・当社グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。特に社会システムの安定稼働のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。

(ii) 受託開発プロジェクトの管理体制

- ・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進およびプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。
- ・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。
- ・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。

(iii) セキュリティ体制

- ・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。

③経営リスクへの対応

(i) 財務上のリスク管理体制

- ・財務上のリスクは、最高財務責任者等が統括する。

(ii) その他の経営リスクの管理体制

- ・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制

- (i) 経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「Fujitsu Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

(ii) リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。

- ・継続的な教育の実施等により、当社グループの従業員に対し「Fujitsu Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。
- ・当社グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ・経営者および従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。
- ・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。

②財務報告の適正性を確保するための体制

- (i) 当社は、最高財務責任者等のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性および信頼性を確保するため、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織を設置する。
- (ii) 当該各組織において、当社グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する規程を整備する。
- (iii) 当社グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取り締役会等に報告する。

③情報開示体制

当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。

④内部監査体制

- (i) 当社および富士通株式会社は、業務執行について内部監査を行う組織（以下、「内部監査組織」という。）を設置し、その独立性を確保する。
- (ii) 内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。
- (iii) 内部監査組織は、当社グループ全体の内部監査を行う。
- (iv) 内部監査の結果は、定期的に当社の取締役会、監査役等に報告する。

5) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定め、適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧

することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、前記各体制および規程を、当社グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。
- ②当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
- ③代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員その他の責任者は、グループ各社の社長、CEO等を通じて上記①および②の実施および遵守を確認する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7) 監査役の監査の適正性を確保するための体制

①独立性の確保に関する事項

- (i) 当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。
- (ii) 経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
- (iii) 経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

②報告体制に関する事項

- (i) 当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- (ii) 当社およびグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- (iii) 当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- (iv) 当社およびグループ各社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利益に取り扱ってはならない。

③実効性の確保に関する事項

- (i) 当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- (ii) 監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
- (iii) 内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員または本部長を置き、執行役員または本部長は、職務分掌に従い意思決定および業務執行を行っています。

また、経営会議を原則として月に1回開催し、代表取締役社長の意思決定を補佐しています。この経営会議は、社長を含む最小限のメンバーを構成員とし、業務執行に関するあらゆる事項を適時に議論、決定できる会議体として運営することで、代表取締役の意思決定を助け、経営の効率化、迅速化と会議の実効性を強化しています。このほか、代表取締役から他の役職員への権限委譲を伴う決裁基準を整備し、経営のさらなる迅速化を図っています。

2) リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置づけ、これらの体制を統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、取締役会に直属させています。

委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役で構成しており、定期的に委員会を開催して、把握した業務遂行上のリスクについて顕在化の未然防止や顕在化したリスクにより生じる損失の対策について方針を決定します。

委員会は、リスクが顕在化した場合はもちろんのこと、定期的にと取締役会に委員会の活動の経過および結果を報告し、監督を受けています。

3) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、内部統制および内部監査を担当する組織が規程を整備し、財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、活動状況および評価結果等については、取締役会等に報告しています。

4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、財務報告の適正性を確保するための体制等は、当社グループを対象として整備しています。当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス、報告義務を定めた権限委譲に関する規程を制定し、グループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

以上を中心とする内部統制体制の運用状況については、定期的にと取締役会等への報告を行っています。

以 上

第 91 期

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

事業報告の附属明細書

2025年6月9日

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
富士通 J a p a n 株式会社
代表取締役社長 長堀 泉

事業報告の附属明細書

〔 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 〕

第三者との間の取引であって、当該株式会社と会社役員又は支配株主との利益が相反するものの明細

該当ありません。

以 上

第 91 期

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月31日

計 算 書 類

2025年 6月 9日

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5

富士通 J a p a n 株式会社

代表取締役社長 長堀 泉

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	43	買掛金	79,757
受取手形	469	短期借入金	20,900
売掛金	196,073	未払金	31,560
契約資産	25,283	未払費用	16,621
製品	2,327	未払法人税等	8,002
仕掛品	2,987	未払消費税等	1,367
前払費用	3,721	契約負債	7,558
未収入金	333	預り金	7,061
その他	482	受注損失引当金	457
貸倒引当金	△ 13	株式報酬引当金	138
流動資産合計	231,709	その他	800
		流動負債合計	174,227
固定資産		固定負債	
有形固定資産		損害賠償引当金	21
建物(純額)	295	株式報酬引当金	219
工具、器具及び備品(純額)	989	退職給付引当金	771
建設仮勘定	60	その他	354
有形固定資産合計	1,345	固定負債合計	1,366
		負債合計	175,593
無形固定資産		純資産の部	
ソフトウェア	25,996	株主資本	
その他	14	資本金	12,220
無形固定資産合計	26,010	資本剰余金	
投資その他の資産		資本準備金	11,811
投資有価証券	4,200	その他資本剰余金	15,015
関係会社株式	574	資本剰余金合計	26,826
更生債権等	93	利益剰余金	
長期前払費用	591	利益準備金	503
前払年金費用	2,527	その他利益剰余金	
繰延税金資産	5,770	別途積立金	12,900
敷金及び保証金	168	繰越利益剰余金	43,383
その他	205	利益剰余金合計	56,786
貸倒引当金	△ 127	株主資本合計	95,833
投資その他の資産合計	14,003	評価・換算差額等	
固定資産合計	41,359	その他有価証券評価差額金	1,641
		評価・換算差額等合計	1,641
		純資産合計	97,474
資産合計	273,068	負債及び純資産合計	273,068

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	505,028
売上原価	360,317
売上総利益	144,710
販売費及び一般管理費	88,053
営業利益	56,656
営業外収益	
受取配当金	546
投資有価証券売却益	909
その他の金融収益	82
営業外収益合計	1,538
営業外費用	
支払利息	104
貸倒引当金繰入	16
その他の金融費用	9
営業外費用合計	130
経常利益	58,064
特別損失	
事業構造改善費用	4,646
減損損失	8
特別損失合計	4,654
税引前当期純利益	53,409
法人税、住民税及び事業税	15,550
法人税等調整額	754
法人税等合計	16,304
当期純利益	37,104

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日 〕

(単位:百万円)

	株 主 資 本									評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金				
2024年4月1日残高	12,220	11,811	15,015	26,826	503	12,900	40,794	54,197	93,244	2,158	95,402
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△34,515	△34,515	△34,515		△34,515
当期純利益							37,104	37,104	37,104		37,104
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										△517	△517
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,589	2,589	2,589	△517	2,071
2025年3月31日残高	12,220	11,811	15,015	26,826	503	12,900	43,383	56,786	95,833	1,641	97,474

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和7年2月28日法務省令第5号）に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法
 - 其他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品、仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産…………… 定額法
減価償却費の計算には見積耐用年数を使用しております。
（主な耐用年数）
 - 建物…………… 6～18年
 - 工具、器具及び備品…………… 2～15年
 - (2) 無形固定資産
 - 市場販売目的のソフトウェア…………… 見込販売数量(有効期間3年)に基づく方法
 - 自社利用のソフトウェア…………… 利用可能期間(5年以内)に基づく定額法
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金…………… 当事業年度末に有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 受注損失引当金…………… 受注制作のソフトウェア等のうち、当事業年度末時点で採算性の悪化が顕在化したものについて、損失見込額を計上しております。
 - (3) 損害賠償引当金…………… 損害賠償の支払いに備えるため、賠償見込額を計上しております。
 - (4) 株式報酬引当金…………… 役員等に対する株式報酬の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (5) 当社は以前より退職給付引当金及び前払年金費用について原則法に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金及び前払年金費用…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - 過去勤務費用の処理方法…………… 定額法 10年
 - 数理計算上の差異の処理方法…………… 各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間に基づく定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) サービスに関する収益

サービスの提供は、通常、(a)当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する、(b)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、それにつれて、顧客が当該資産を支配する、又は、(c)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、当社が履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。サービスの収益は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は当該進捗度に基づいて、進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準により、認識しております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約（システムインテグレーション等）では、契約の履行において、当社でコストが発生し、作業が進捗していくことに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、原則としてプロジェクト見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を見積る方法に基づいて収益を認識しております。

継続して役務の提供を行うサービス契約（アウトソーシングサービス、保守サービス等）は、顧客の要求に応じたサービスを契約期間にわたって提供しております。顧客の要求に迅速に対応するため常に役務が提供できる状態で待機しておく必要があることから役務の提供は待機状態も含めた一定の期間にわたって行われているため、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を見積る方法に基づいて収益を認識しております。

アウトソーシングサービス、保守サービス等のうち単位あたりで課金するサービス契約では、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で、収益を認識しております。

(2) ハードウェア・プロダクトに関する収益

ハードウェア・プロダクトを単体で提供する場合は、通常、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでないため、一時点で充足される履行義務であり、その支配を顧客に移転した時点で、取引価格のうち履行義務に配分した額を収益として認識しております。支配が顧客へ移転した時点を決定するにあたり、(a)資産に関する対価を収受する現在の権利を有している、(b)顧客が資産に対する法的所有権を有している、(c)資産の物理的占有を移転した、(d)顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い経済価値を享受している、(e)顧客が資産を検収しているかを考慮しております。

サーバ、ネットワークプロダクトなど、据付等の重要なサービスを要するハードウェアの販売による収益は、原則として、顧客の検収時に認識しております。

パソコン、電子デバイス製品などの標準的なハードウェアの販売による収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識しております。

(3) ライセンスに関する収益

ライセンスの提供は、(a)顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を行うことを契約により定められている又は顧客により合理的に期待されている、(b)上記活動により、顧客が直接的に影響を受ける、(c)上記活動の結果として、当社の活動が生じたとしても、財又はサービスが顧客に移転しない、という要件をすべて満たす場合には、知的財産にアクセスする権利（アクセス権）として一定期間にわたり収益を認識し、いずれかを満たさない場合には、知的財産を使用する権利（使用権）として一時点で収益を認識しております。

当社における主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を著しく変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わず、上記のいずれの要件も満たさないため、使用権として一時点で収益を認識しております。

ソフトウェアがクラウド・サービス上で提供される場合には、通常、それらを単一の履行義務として、クラウド・サービスの収益と同じ時期で収益を認識しております。

ソフトウェアをソフトウェア・サポートと合わせて販売している場合には、通常、それぞれ別個の履行義務として、ソフトウェアにかかる収益とソフトウェア・サポートにかかる収益は別個に認識しております。ただし、ソフトウェア・サポートが提供されない限り当該ソフトウェアの便益を顧客が享受することができない場合には、例外的に単一の履行義務として、ソフトウェア・サポートの収益と同じ時期で収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用…………… グループ通算制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 前事業年度において、「仕掛品」を含めて表示しておりました「製品」は、新ERP基盤システム(OneERP+)の稼働開始に伴い、より適切な表示の観点から棚卸資産の区分について見直しを行ったことから、当事業年度より個別表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下の通りです。

(1) 収益認識

契約資産 25,283百万円

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約の売上収益及び売上原価は、その取引の成果について信頼性をもった見積りを行った上で、その進捗度に応じて認識しております。当社は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する会計期間末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法を適用しております。見積総原価は、プロジェクトごとの仕様や作業期間、契約に係るリスク等に基づき見積もっております。収益及び費用は、プロジェクト総収益及び総原価の見積り並びに進捗度の測定結果に依存しているため、追加コストの発生等により、計上額が変動する可能性があります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 25,996百万円

ソフトウェアの償却について、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。事業環境の変化等により、販売数量が当初販売計画を下回る場合には、償却額が変動する可能性があります。

(3) 受注損失引当金

受注損失引当金 457百万円

受注制作のソフトウェア等のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。将来、プロジェクトの見積コストが増加した場合には、追加の費用が発生する可能性があります。

(4) 確定給付制度

前払年金費用 2,527百万円、退職給付引当金 771百万円

当社は、確定給付型もしくは確定拠出型の退職給付制度を設けています。運用収益の悪化により制度資産の公正価値が減少した場合や、確定給付制度債務算出にあたっての種々の前提条件(割引率、退職率、死亡率等)が変更され制度債務が増加した場合には、積立状況が悪化し、追加の費用が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,105 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権 (短期) 7,225 百万円
関係会社に対する金銭債務 (短期) 48,535 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高 売上高 21,352 百万円
仕入高 160,711 百万円
その他営業取引高 1,442 百万円
受取配当金 392 百万円
2. 事業構造改善費用
事業構造改善費用は、人材ポートフォリオ変革に向けたセルフ・プロデュース支援制度の拡充費用であります。なお、セルフ・プロデュース支援制度とは富士通グループ外へのキャリア転進を希望する従業員に対し一定の支援を実施する制度です。
3. 減損損失
無形固定資産 (SaaS製品) に係るもの 8 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の総数
普通株式 26,203,530 株
2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
(1) 金銭による配当の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
2024年6月24日 株主総会	普通株式	25,065	956.56	利益剰余金	—(注)	2024年 6月28日
2024年11月21日 株主総会	普通株式	9,450	360.66	利益剰余金	—(注)	2024年11月29日

(注) 会社法第124条第1項の基準日は定めず、効力発生日現在の株主に配当しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	4,374 百万円
たな卸資産	981 百万円
減価償却超過額	682 百万円
未払事業税	537 百万円
受注損失引当金	141 百万円
投資有価証券	112 百万円
貸倒引当金	44 百万円
その他	430 百万円
繰延税金資産 小計	7,306 百万円
評価性引当額	△ 200 百万円
繰延税金資産 合計	7,106 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 744 百万円
その他	△ 591 百万円
繰延税金負債 合計	△ 1,336 百万円
繰延税金資産の純額	5,770 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	富士通株式会社	(被所有)直接 100%	当社取扱商品の仕入先、サービスビジネスの請負等	サービスビジネスの請負等	20,444	売掛金 契約資産	5,907 1,061
				機器の仕入等	156,541	買掛金 未払金	35,692 10,698

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	富士通キャピタル株式会社	なし	資金の調達、運用委託先	資金の調達	125,193	短期借入金	20,900
				資金の運用委託	281,696		
				債権売却	14,084	預り金	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、『富士通グループ・トレジャリー・ポリシー』に基づいて財務活動を行っており、親会社の子会社である富士通キャピタル株式会社からの借入により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金計画に基づき、売上債権の流動化による資金調達を行うことがあります。

なお、デリバティブ取引は、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有する株式等のその他有価証券であり、株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、製品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

預金及び預け金については、信用力を考慮して運用しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や出資先の財務状況を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びに当該時価の算定方法については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金並びに預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,086	3,086	—
(2) 更生債権等 貸倒引当金 (※1)	93 △ 93	—	—
資産計	3,086	3,086	—

(※1) 更生債権等に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
また、有価証券に関する注記事項は以下の通りであります。

その他有価証券 (単位:百万円)

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
株式	700	3,086	2,385
合計	700	3,086	2,385

(2) 更生債権等

更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,114

非上場株式は、「その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,719 円90銭
- 1株当たり当期純利益 1,416 円 3銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

- 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

第 91 期

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日

計算書類の附属明細書

2025年 6月 9日

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
富士通 J a p a n 株式会社
代表取締役社長 長堀 泉

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物及び構築物	408	102	213	1	295	287	582
	工具、器具及び備品	1,024	444	66	413	989	2,817	3,807
	建設仮勘定	315	477	733	-	60	-	60
	計	1,748	1,024	1,012	415	1,345	3,105	4,450
無形固定資産	ソフトウェア	23,054	10,627	530 (8)	7,154	25,996	-	-
	その他	161	-	147	0	14	-	-
	計	23,216	10,627	678	7,155	26,010	-	-

(注)1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注)2. 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内 容	
工具、器具及び備品	増 加	開発設備の購入415百万円
ソフトウェア	増 加	市場販売目的 9,329百万円、自社利用 1,298百万円
	減 少	売廃却による減 423百万円

2.引当金の明細

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	219	35	114	141
受注損失引当金	2,538	678	2,759	457
損害賠償引当金	25	-	4	21
株式報酬引当金	270	477	389	358
退職給付引当金	935	1,328	1,492	771

3.販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額
1. 給 料	16,920
2. 賞 与	6,356
3. 法 定 福 利 費	3,629
4. 作 業 委 託 費	2,084
5. グ ル ー プ 運 営 費 用	20,933
6. プ レ ソ フ ト 費	9,364
7. 技 術 支 援 費	10,685
8. ソ フ ト サ ー ビ ス 維 持 費	5,255
9. そ の 他	12,824
合 計	88,053

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

富士通 J a p a n 株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 廣瀬美智代
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口 学
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通Japan株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月2日

富士通Japan株式会社

常勤監査役

鈴木伸二